

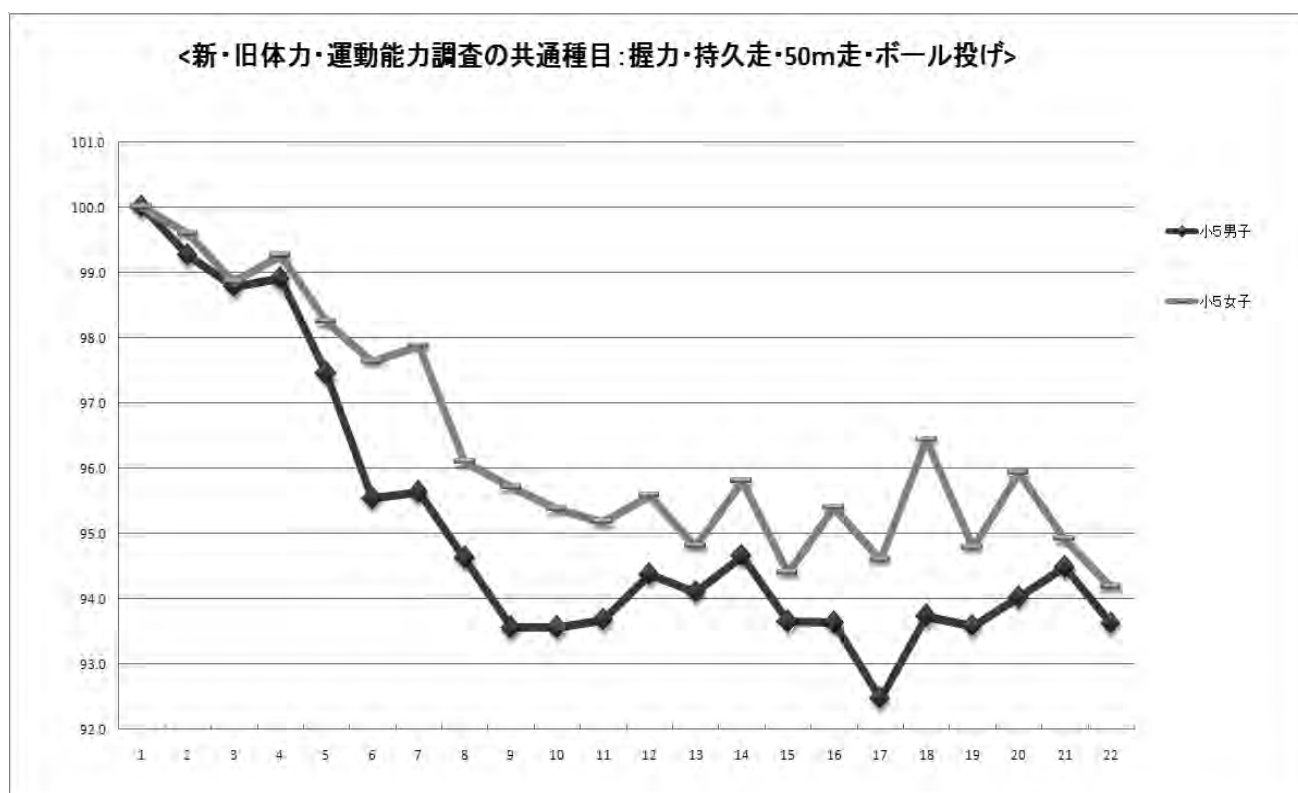
3 子どものスポーツを取り巻く現状

(1) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査からみた子どもの体力変化など

本市の児童生徒の体力は、平成元年度以降低下傾向にあり（図A、B）、一定の歯止めはかかったものの、本市の数値は全国平均を下回る結果（表A）となっている。

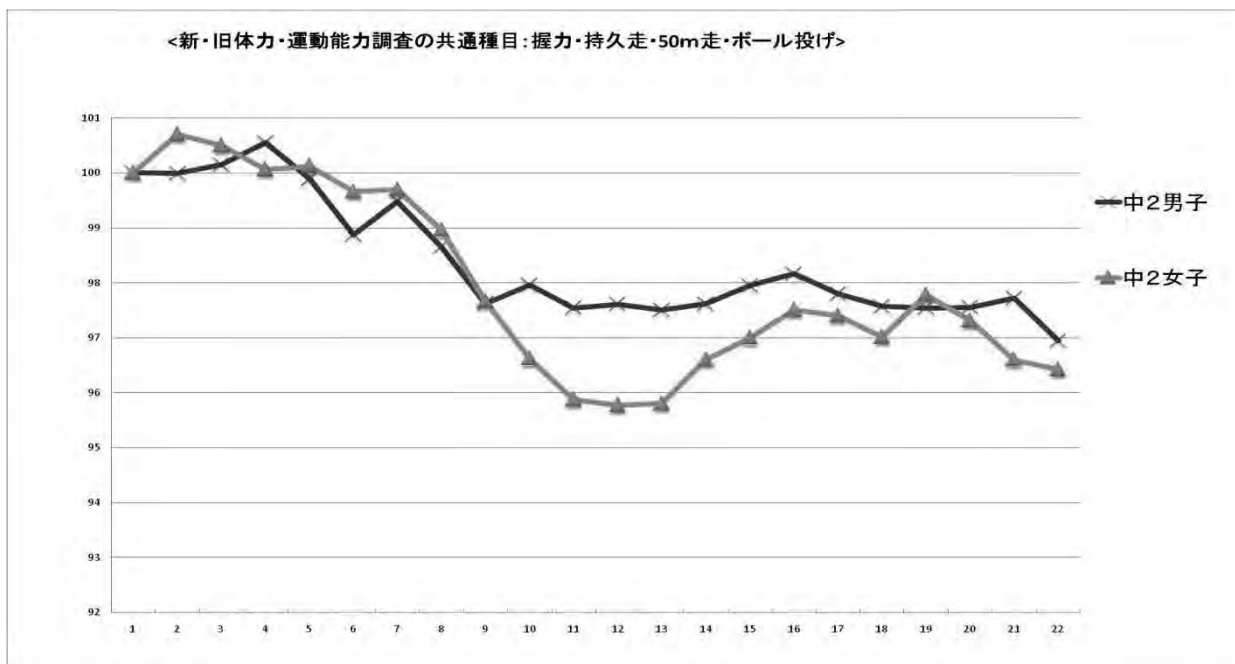
図A 小学校5年生

※平成元年を100とした時の、平成元年から平成22年の指数（握力、持久走、50m走、ソフトボール投げの得点平均）の年次変化



図B 中学校2年生

※平成元年を100とした時の、平成元年から平成22年の指数（握力、持久走、50m走、ハンドボール投げの得点平均）の年次変化



表A 平成20～22年度の3年間における体力合計点の推移

校種	性別	体力合計点（80点満点）			
		全国平均 H22	市平均 H22	市平均 H21	市平均 H20
小学校	男子	54.4	52.6	52.5	52.0
	女子	54.9	52.9	52.9	53.0
中学校	男子	41.7	39.2	40.3	40.2
	女子	48.1	46.5	46.9	47.4

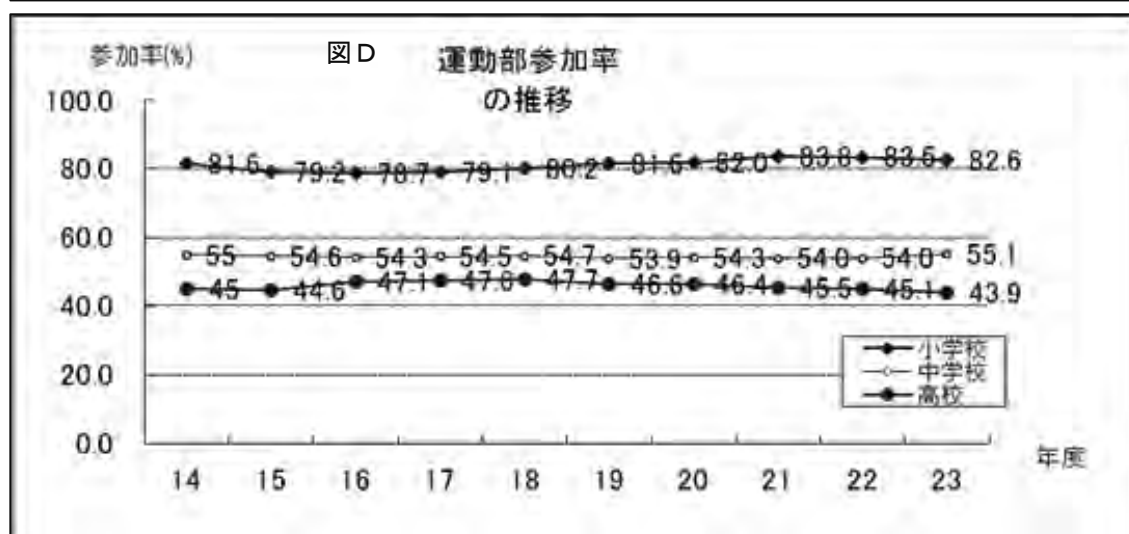
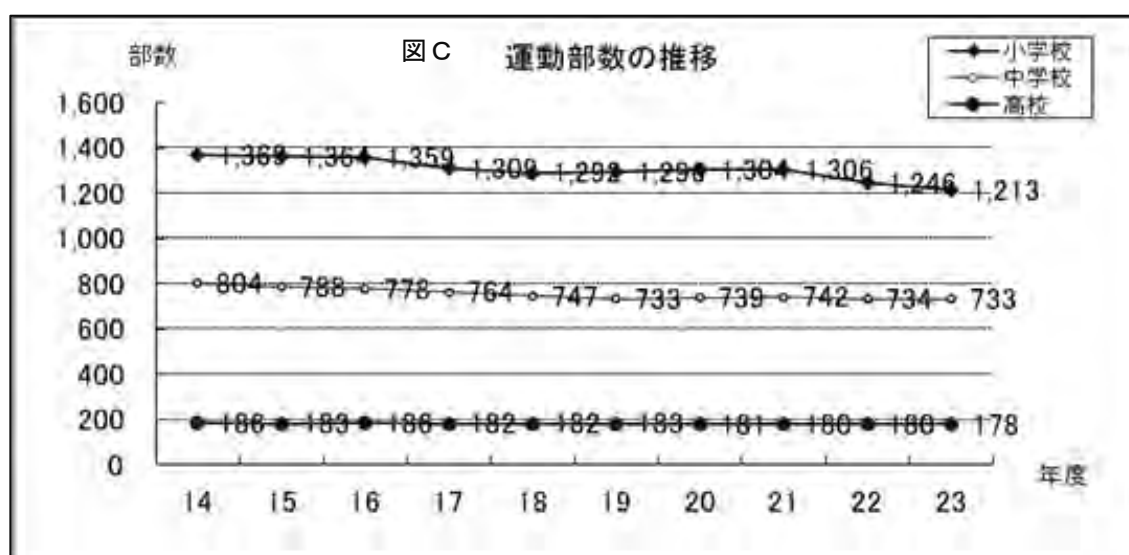
体力点の合計点数については、小学校、中学校で男女とも、ほとんど変化はみられなかった。

(2) 運動部活動の状況

運動部活動は、子どもの体力向上に有効であることに加え、子どもの自主性や協調性、克己心、フェアプレーの精神を育むなど教育的効果も大きく、より多くの児童生徒が自ら意欲的に興味・関心のあるスポーツに取り組めるよう充実を図る必要があるとされている（平成14年9月中央教育審議会答申）。

こうした観点から、名古屋市では従来から運動部活動の充実を図っている。具体的には、指導者がいないことによる部活動の廃止を防ぐために、平成16年度より部活動顧問派遣制度を導入し、教員が当該部活の顧問をできない場合に新たな顧問育成の観点も含めて学校外の指導者を顧問として位置づけられるようにした。また、専門的な指導を実施したり、安全に部活動を実施するために教員顧問に加えて、学校外の指導者を配置する外部指導者派遣事業も継続して実施している。

こうした状況の中で、部活動数（図C）は、10年前に比べて若干の減少傾向となっているものの、運動部活動への参加率（図D）は、ほぼ横ばい状態で保っている。



平成 14 年度に実施した「運動部活動実態調査」によると、1 週間の平均活動日数が小学校で 4.3 日、中学校で 5.6 日、1 日の平均活動時間が小学校で 1.8 時間、中学校で 2.1 時間だった。

このことを踏まえ、本市において平成 15 年 3 月に名古屋市小中学校運動部活動検討委員会から「望ましい部活動運営への提言」が報告された。

児童・生徒の学校外の生活時間の確保やスポーツ障害等への配慮の観点から、小学校部活動の目安として、週 3 日以内、1 日 1.5 時間以内、土・日等の学校休業日は休む、中学校部活動の目安として、週 5 日以内、1 日 2 時間以内、土・日等の学校休業日はできるだけ休む、としている。

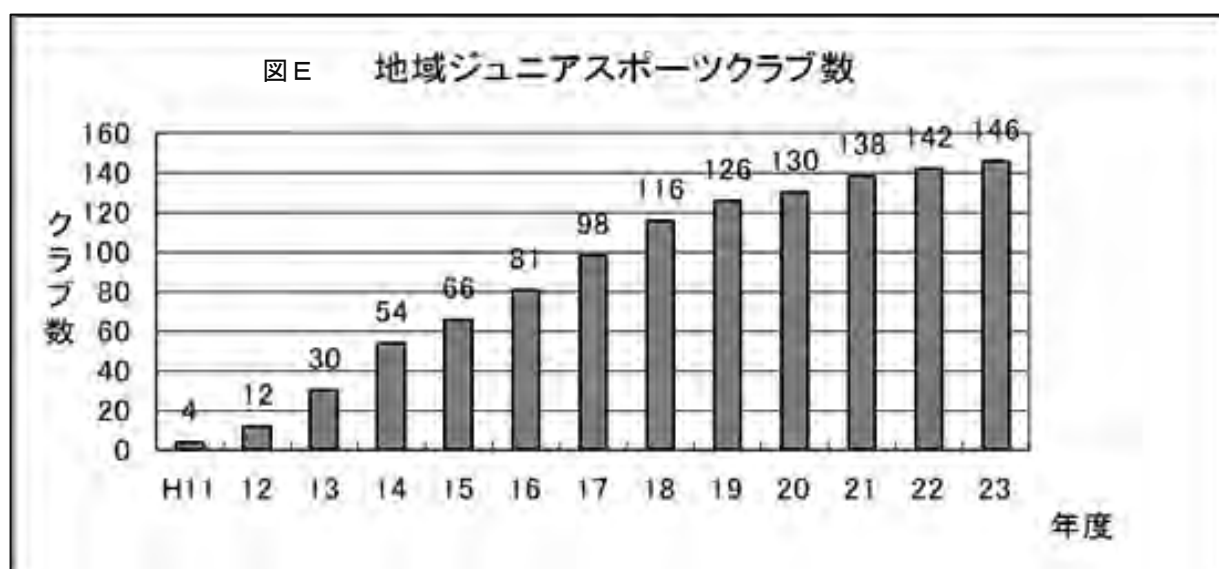
なお、平成 24 年度から実施される中学校学習指導要領の総則に、部活動は学校教育の一環であることが明記されている。

(3) 地域ジュニアスポーツクラブの状況

平成 11 年度から、子どもたちの体力向上と学区でも人間関係の広がり、教育力の向上を目的として、小学校区基本として全学校区での設立を目指している。

おもに土曜日、日曜日に小学校の運動場や体育館で活動し、子どもだけでなく多世代、多種目のスポーツ活動を展開してもらうことで、部活動とは違うスポーツの楽しさを味わってもらっている。

本市としては、地域ジュニアスポーツクラブを設立する場合や種目を増やす場合に道具類の支給を行ったり、指導者の育成の支援を行っている。そうした支援のもと、平成 18 年度には全区に 1 つは設立され、平成 23 年度末現在で 146 クラブが設立（図 E）されている。設立数の伸びが鈍化しているため、さらなる支援が求められている。



4 施設状況

(1) 施設一覧

施設名	開設年月	休館日	競技場	温水プール	トレーニング室	軽運動室	弓道練習場	テニスコート	その他
日本ガイシホール	昭和62年7月	第3月曜日	○	○			アーチェリー場		
日本ガイシフォーラム	昭和62年7月	第3月曜日			○	選手控室兼			レセプションホール 研修室、和室
日本ガイシアリーナ	平成4年4月	月曜日		○			弓道場		アイスアリーナ(冬季)
瑞穂運動場（陸上競技場）	昭和16年2月	第3月曜日		○	○		弓道場 アーチェリー場	○	ラグビー場 野球場
名古屋市体育館	昭和44年8月	月曜日	○						
露橋スポーツセンター	昭和57年6月	金曜日	○	○	○				
枇杷島スポーツセンター	昭和62年4月	金曜日	○	○	○	○	○		
稲永スポーツセンター	平成元年7月	月曜日	○		○	○	○		
天白スポーツセンター	平成2年7月	金曜日	○	○	○	○	○		
緑スポーツセンター	平成4年7月	月曜日	○	○	○	○	○		
北スポーツセンター	平成4年7月	金曜日	○	○	○	○	○		
中村スポーツセンター	平成6年7月	月曜日	○	○	○	○	○		
名東スポーツセンター	平成9年10月	月曜日	○	○	○	○			
千種スポーツセンター	平成10年7月	金曜日	○	○	○	○	アーチェリー練習場		
中スポーツセンター	平成13年7月	月曜日	○	○	○	○			
東スポーツセンター	平成14年11月	月曜日	○	○	○	○	○		
昭和スポーツセンター	平成14年2月	金曜日	○	○	○	○			
守山スポーツセンター	平成22年12月	金曜日	○	○	○	○			フットサルコート リラクゼーションルーム
鳴海プール	昭和47年6月	金曜日		○					
香流橋プール	昭和54年8月	月曜日		○					
南陽プール	昭和60年6月	金曜日		○	○	○			
山田西プール	昭和61年11月	月曜日		○					
富田北プール	平成元年11月	月曜日		○		体育室			
黒川スポーツトレーニングセンター	平成9年9月	月曜日			○	○			浴室サウナ室
上社レクリエーションルーム	平成10年6月	月曜日				○			
名城庭球場	昭和41年4月	第2月曜日						○	
港サッカー場	平成5年9月	月曜日							サッカー場
志段味スポーツランド	昭和60年7月	月曜日	○		○	○		○	少年野球場
武豊野外活動センター	昭和63年4月	月曜日						○	キャンプ場 野球場
障害者スポーツセンター	昭和56年5月	水曜日、祝日の翌日、年末年始	○	○	○				卓球室
福祉スポーツセンター（総合リハビリテーションセンター内）	平成元年10月	年末年始等	○		○	多目的ホール			

(野球場)

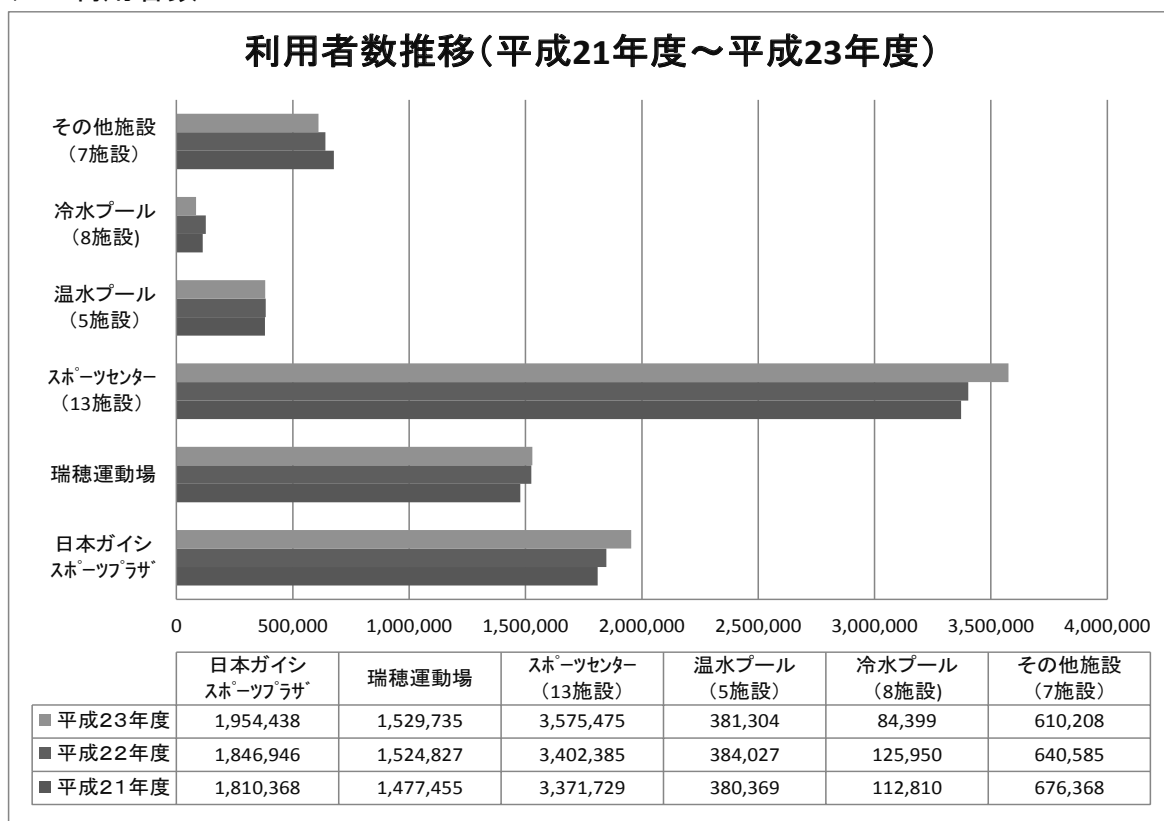
管 理 公 所	公園名	公 園 面 積 (ha)	施 設							
			施 設 実面積 (㎡)	面数	利用の可否			備 考		
					早朝	薄暮	夜間			
千 種	千種公園	5.94	7,500	1		○				
	茶屋ヶ坂公園	9.68	8,000	1		○				
	千代田橋緑地	14.99	9,900	2	○	○				
東	大幸公園	3.19	13,700	3						ソ
北	志賀公園	2.75	5,000	1	△	△○			ダ	
	楠公園	4.82	8,000	1	△	△☆	○		ダ	
	洗堰緑地	19.85	17,800	2	△	△○				
	名城公園	76.20	13,800	2	△	△☆	○			
西	庄内公園	7.58	11,400	2	○	○				ソ
	※押切公園	2.84	6,300	1	○	○				
	新福寺公園	1.27	5,900	1	○	○				
	洗堰緑地	19.85	15,000	2	○	○				
	西原公園	2.22	6,800	1		○				
	庄内緑地	47.39	8,200	2	○	○				ソ
	蛇池公園	4.87	7,500	1	○	☆	○			
中 村	稲葉地公園	3.38	6,400	1					ダ	
	大正橋緑地	5.79	10,600	2	○	○				
	枇杷島橋緑地	7.13	9,100	1	○	○				
	日比津公園	1.81	6,000	1			○		ダ	
昭 和	鶴舞公園	24.74	6,100	1	○	☆	○	更	ダ	
	吹上公園	4.79	8,300	1	○	○		更	ダ	
中 川	松葉公園	3.09	5,000	1	○	○				
	露橋公園	1.18	3,500	1	○	○				ソ
	八家公園	1.10	4,500	1		○				ソ
	万場大橋緑地	1.15	5,000	1	○	○				
	荒子公園	3.35	5,900	1	○	○				
	野田公園	1.82	4,600	1	○	☆	○		ダ	
	高畑公園	1.73	5,900	1	○	○				
港	港北公園	4.68	8,000	1	○	☆	○		ダ	
	港陽公園	1.22	4,800	1	○	○				ソ
	善南公園	2.50	8,100	1	○	○				
	土古公園	5.43	7,800	1	○	☆	○		ダ	
	新茶屋川公園	4.44	7,000	1	○	☆	○			
	稲永公園	31.36	57,000	6	○	○(4)☆(2)	○(2)	更	ダ	
南	呼続公園	4.35	8,500	1	△	△☆	○		ダ	
	道徳公園	3.57	8,400	1	△	△○			ダ	
	宝生公園	1.61	7,200	1	△	△☆	○			
	忠道公園	1.84	6,400	1	△	△☆	○		ダ	
	赤坪公園	0.89	4,600	1	△	△○				ソ
	丹後公園	1.66	6,000	1	△		通		ダ	
	白水公園	1.59	9,400	1	△	△○				
守 山	下市場公園	1.67	6,000	1		○				
	大森中央公園	2.64	7,700	1	○	☆	○			
	松川橋緑地	3.39	14,400	2	○	○				
	川田公園	1.60	6,000	1	○	○				
緑	浦里公園	1.51	6,625	1	○	☆	○			
	新海池公園	7.12	9,000	1	○	☆	○		ダ	
	姥子山中央公園	1.77	7,700	1						
名 東	明が丘公園	1.87	3,600	1	○	○				
	廻間公園	0.97	3,600	1						ソ
	西一社中央公園	1.69	6,200	1						
天 白	野並公園	1.73	7,500	1			通		ダ	
	戸笠公園	4.19	6,700	1		○			ダ	
	保呂公園	1.28	4,800	1		○				ソ
合 計	53公園	－	－	69	－	－	20	－	－	
	○：利用可能。									
	ただし、ナイターは4月～10月、薄暮は4月～10月・3月。									
	△：日・休日を除き利用可能。			※ 硬式野球は、上記の全ての野球場で行うことができません。						
	☆：3月は利用可能。			※ 括弧内の数字は該当面数です。						
	通：通年利用可能			※ 押切公園野球場は、工事のため当分の間利用できません。						
	更：更衣室があります。									
	ダ：ダックアウトがあります。									
	ソ：ソフトボール利用のみの面があります。									
							</			

(テニスコート)

管 理 公 所	公園名	公 園 面 積 (ha)	施 設						
			施 設 実面積 (㎡)	面数	利用の可否			備 考	
					早朝	薄暮	夜間		
千 種	千代田橋緑地	14.99	1,500	2		○		更	全
	千種公園	5.94	1,600	2		○		更	全
東	木ヶ崎公園	2.10	1,600	2	○		○	更	全
北	名城公園	76.20	1,300	2	△	△		更	全
	楠公園	4.82	1,700	2	△		○	更	全
西	押切公園	2.84	1,700	2	○		○	更	全
	蛇池公園	4.87	1,800	2			○	更	
庄内緑地 グリーンプラザ	庄内緑地	47.39	4,900	6	○		○	更	全
中 村	横井山緑地	3.84	1,000	1			○	更	全
	枇杷島橋緑地	7.13	2,000	3	○	○		更	全
中	若宮大通公園	12.03	2,100	3	△	△		更	全
昭 和	鶴舞公園	24.74	7,200	4	○		○	更	全
	吹上公園	4.79	2,820	4	○	○		更	全
熱 田	南郊公園	6.19	1,500	2			○	更	
	神宮東公園	8.09	2,050	3			○	更	全
中 川	松葉公園	3.09	1,600	2	○		○	更	全
	荒越公園	1.41	1,600	2	○		○	更	全
	富田公園	6.27	2,300	3			○	更	全
港	稲永公園	31.36	14,080	16	○		○	更	全(14)
	荒子川公園	26.10	1,400	2	○	○		更	
	港北公園	4.68	1,600	2			○	更	全
	新茶屋川公園	4.44	1,700	2	○		○	更	全
	善南公園	2.50	1,500	2	○		○	更	全
	南郊公園	6.19	1,500	2			○	更	全
南	元塩公園	1.72	1,600	2			○	更	
	丹後公園	1.66	1,300	2	☆		○	更	全
	道德公園	3.57	840	1				更	全
緑	旭出公園	0.91	703	1			○	更	全
	通曲公園	3.20	1,600	2			○	更	全
名 東	一社公園	1.10	2,000	2			○	更	
	猪高緑地	10.43	1,500	2				更	全
天 白	戸笠公園	4.19	900	1		○		更	
	細口池公園	4.22	1,400	2			○	更	全
東山公園 テニスセンター	東山公園	118.37	15,450	20			通年(18)	更	全
合 計	33公園	-	-	108	-	-	84	-	
○: 利用可能。ただし、ナイターは4月～11月・3月、									
薄暮は4月～10月・3月。									
△: 4月～9月は利用可能。									
☆: 日・休日を除き利用可能。									
更: 更衣室あり。									
全: 全天候型コート。									
※ 括弧内の数字は該当面数です。									
(「2012年 名古屋市みどりの年報」より)									

(3) 施設利用状況

ア 利用者数



※スポーツセンターの平成21年度は12施設、冷水プールの平成21・22年度は10施設

イ 利用率

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1競技場	97.2%	96.7%	96.3%
第2競技場	93.7%	90.5%	91.4%
軽運動室	90.3%	90.3%	90.9%

※第1競技場は総合体育館第2競技場、市体育館及び志段味スポーツランド競技場を含む。第2競技場は、富田北プール体育室を含む。

ウ 利用者層：個人利用施設

(平成23年度)

区分	大人	高齢者	小人	減免等	全体
温水プール スポーツセンター等含む	441,406人 (35.8%)	434,334人 (35.2%)	188,567人 (15.3%)	169,070人 (13.7%)	1,233,377人

エ 利用時間(スポーツセンター)

区分	平日・土曜日	日曜・祝日
競技場、軽運動室等	9:00 ～21:00	9:00 ～18:00
温水プール、トレーニング室	10:00 ～20:30	10:00 ～18:00

※競技場、軽運動室等の第2・4日曜日は9:00～21:00

5 スポーツ情報の提供

(1) スポーツ情報の広報の現状

- ・なごやスポーツ情報「マイ・スポーツ なごや」

市民スポーツの振興を図るため、教育委員会が所管するスポーツ施設の教室・講座、本市主催等のスポーツイベント、その他生涯スポーツの振興につながる情報の提供をするため名古屋のスポーツに関する情報を掲載するパンフレット

年3回、13,000部発行

各スポーツセンター、生涯学習センター、図書館、区役所、支所等で配布

- ・名古屋市ジュニアスポーツ教室

小中学生向けのスポーツ教室の紹介を行うパンフレット

年1回、135,000部発行

各小中学校を通じて配布等

- ・なごやかウオーク等各種事業におけるパンフレット等の配布、広報なごやへの掲載

(2) 「スポーツレクリエーション情報システム」の現状

ア 情報提供している施設

市営のスポーツセンターや公園等に設置されている下記の施設

テニスコート	野球場
体育館	格技場
軽運動室	プール
トレーニング室	弓道場・アーチェリー場
陸上競技場	その他（サッカー場、ラグビー場等）

イ システムのアクセス件数

区 分	21 年度	22 年度	23 年度
件 数	2,875,570 件	2,979,162 件	2,853,916 件

6 スポーツ基本法等

(1) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 スポーツ基本計画等

（スポーツ基本計画）

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

(2) スポーツ基本計画（平成24年3月文部科学省策定）の全体像

